

兵庫労働局発表  
平成28年8月29日(月)

【照会先】  
兵庫労働局雇用環境・均等部 企画課  
課長 久須 剛太郎  
課長補佐 町口 孝人  
TEL 078-367-0700  
FAX 078-367-9050

報道関係者 各位

**「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」の実施について**  
**～改正育児・介護休業法等説明会開催と特別相談窓口の設置～**

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」及び「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が改正され、一部を除き平成29年1月1日から施行されます。

今回の法改正の大きな項目は、①介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備、②多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度の整備、③妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備 の3点で、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等（いわゆるマタハラ）を防止するための措置についても義務化されます。

厚生労働省では、平成28年9月から12月まで「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」を実施することとしました。

兵庫労働局（局長 小林 健）では、「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」の一環として改正育児・介護休業法等説明会の開催（別添1）と特別相談窓口の設置（別添2）を行います。

## 1 改正育児・介護休業法等説明会（別添1）

### （1）日程

	日 時	会 場
第1回	平成28年10月20日（木） 13：30～16：30	神戸クリスタルタワー 3階 クリスタルホール （神戸市中央区東川崎町1-1-3）
第2回	平成28年10月24日（月） 9：30～12：30	*第2回と第3回の会場は同じです 尼崎市総合文化センター 第2会議室 （尼崎市昭和通2-7-16）
第3回	平成28年10月24日（月） 13：30～16：30	
第4回	平成28年10月26日（水） 13：30～16：30	姫路・西はりま地場産業センター 901 会議室 （姫路市南駅前町123）
第5回	平成28年10月28日（金） 13：30～16：30	和田山ジュピターホール 小ホール （朝来市和田山町玉置877-1）
第6回	平成28年10月31日（月） 13：30～16：30	神戸クリスタルタワー 3階 クリスタルホール （神戸市中央区東川崎町1-1-3）

### （2）説明内容

- ・育児・介護休業法の改正
- ・男女雇用機会均等法の改正
- ・育児・介護休業規定の変更
- ・ハラスメント（セクハラ・マタハラ）防止対策 等

### （3）個別相談

- ・説明会終了後にブースを設け、約1時間程度、企業担当者からの個別相談に対応します。（雇用均等指導員が対応いたします）

### （4）マタハラ防止対策の効果

- ・昨年、厚生労働省で実施した調査（※）では、マタハラ防止対策に取り組んでいる企業の方が、不利益取扱い等の経験率が低く、出産後も働き続ける女性の割合が多い傾向があるとの結果が出ています。

※（独）労働政策研究・研修機構「妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査」（平成28年度）

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Roudouseisakutantou/0000104041.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Roudouseisakutantou/0000104041.pdf)

## 2 特別相談窓口の設置（別添2）

平成28年9月1日～平成28年12月28日までの期間、雇用環境・均等部に「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します。

相談時間は平日の8：30～17：15ですが、労働者からの相談に迅速に対応できるように、昼休みの時間帯（12：00～13：00）の相談体制を強化します。

（添付資料）

- 1 改正育児・介護休業法等説明会のご案内
- 2 ハラスメント対応特別相談窓口の開設のちらし



## 改正育児・介護休業法等説明会のご案内

平成 29 年 1 月 1 日から、改正「育児・介護休業法」及び改正「男女雇用機会均等法」が施行されます。

改正法に沿った雇用管理にお取り組みいただくため、改正法の内容等についての説明会を開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

	日 時	会 場	定員	内 容
第 1 回	平成 28 年 10 月 20 日 (木) 13:30~16:30	神戸クリスタルタワー 3階 クリスタルホール (神戸市中央区東川崎町 1-1-3)	216	<b>&lt;説明&gt;</b> ・育児・介護休業法の改正 ・男女雇用機会均等法の改正 ・育児・介護休業規定の変更 ・ハラスメント(セクハラ・マタハラ)防止対策等  <b>&lt;個別相談&gt;</b> 説明終了後(約 60 分)
第 2 回	平成 28 年 10 月 24 日 (月) 9:30~12:30	*第 2 回と第 3 回の会場は同じです 尼崎市総合文化センター 第 2 会議室	99	
第 3 回	平成 28 年 10 月 24 日 (月) 13:30~16:30	(尼崎市昭通 2-7-16)	99	
第 4 回	平成 28 年 10 月 26 日 (水) 13:30~16:30	姫路・西はりま地場産業センター 901 会議室 (姫路市南駅前町 123)	180	
第 5 回	平成 28 年 10 月 28 日 (金) 13:30~16:30	和田山ジュピターホール 小ホール (朝来市和田山町玉置 877-1)	100	
第 6 回	平成 28 年 10 月 31 日 (月) 13:30~16:30	神戸クリスタルタワー 3階 クリスタルホール (神戸市中央区東川崎町 1-1-3)	216	

主催：兵庫労働局 対象：企業の人事労務担当者等 参加費：無料

申込み方法 下記申込書により、兵庫労働局雇用環境・均等部あて FAX でお申込みください。

各会場とも定員に達し次第、締め切ります。なお、出席者は 1 事業所につき 2 人まででお願いいたします。\* 当日、参加申込書を受付でご提出いただきますので、必ずご持参ください。

お問い合わせ 兵庫労働局雇用環境・均等部 企画課 TEL：078-367-0700  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー15 階

### 改正育児・介護休業法等説明会参加申込書

\* 参加希望の回に○を付けてください。 兵庫労働局雇用環境・均等部あて **FAX:078-367-3854**

第1回(神戸)	第2回(尼崎)	第3回(尼崎)	第4回(姫路)	第5回(和田山)	第6回(神戸)
10月20日(木)	10月24日(月)午前	10月24日(月)午後	10月26日(水)	10月28日(金)	10月31日(月)
事業所名 所在地	〒				
	TEL ( )				
出席者 役職・氏名				個別相談希望	
				有 ・ 無	

ご記入いただいた個人情報は、雇用環境・均等部で安全に管理し、当説明会に関する業務以外には使用いたしません。

# 育児・介護休業法、男女雇用機会均等法が変わります！

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働けることができるよう、法律が改正され、**平成29年1月1日**から、以下の点が変わります。

## <育児・介護休業法の改正ポイント>

### ① 介護休業の分割取得

**現行** 対象家族1人につき、原則1回

※ 一部の対象家族に同居・扶養要件あり

**改正後** 対象家族1人につき、3回

※ 対象家族の同居・扶養要件はすべて撤廃  
※ 要介護状態の判断基準緩和

### ② 子の看護休暇・介護休暇の取得単位の柔軟化

**現行** 1日単位

**改正後** 半日単位

### ③ 介護のための所定労働時間の短縮措置等

**現行** 介護休業と通算して93日

**改正後**

介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能

### ④ 介護のための所定外労働の免除の新設

**現行** なし

**改正後**

対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限（残業の免除）を新設

### ⑤ 有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和

**現行** (育児休業の場合)  
以下の3要件とも満たす場合

- ① 1年以上勤続
- ② 子が1歳になった後も雇用継続の見込みがある
- ③ 子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでない

**改正後** 以下の2要件に緩和

- ① 1年以上勤続
- ② 子が1歳6か月になるまで  
(※)の間に雇用契約が更新されないことが明らかでない

(※) 介護休業の場合は、取得予定日の93日経過日から6か月を経過する日まで

### ⑥ 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

**現行** 法律上の親子関係のある  
実子・養子

**改正後**

特別養子縁組の監護期間中の  
子、養子縁組里親に委託されて  
いる子等も新たに対象

## <育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正ポイント>

### いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

**現行** 事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止

**改正後**

左記に加え、上司・同僚等からの嫌がらせ等を防止する措置を講じ  
ことを事業主へ新たに義務付け

(お問い合わせ先) 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課(電話078-367-0820)

※改正法説明会のお問い合わせは、企画課(電話078-367-0700)までお願いします。

# ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

期間：平成28年9月1日（木）～平成28年12月28日（水）

働く人も、企業の担当者も、**ご相談ください！**

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら  
「他の人を雇うので早めに  
辞めてもらうしかない」と  
言われた。

育児短時間勤務をしていたら  
同僚から  
「あなたが早く帰るせいで、  
まわりは迷惑している。」  
と何度も言われ、精神的に非  
常に苦痛を感じている。



妊娠・出産・育児休業等に関  
するハラスメントの相談  
を受けたが、会社として  
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護  
休業等に関するハラスメント  
の防止措置は、会社としてな  
にをすればよいのだろう。

## 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する ハラスメントの防止措置について

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に義務付けられます。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html)

○妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります  
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)

○育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。

働く人

企業の担当者

◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？

企業の担当者

◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを  
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止<sup>\*</sup>されています。**

相談して  
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにををするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

### 兵庫労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（土、日、祝日を除く平日）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。  
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 078-367-0820

住所 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階



#### 最寄り駅

- ・JR神戸駅から徒歩5分
- ・阪急・阪神・山陽電鉄 高速神戸駅から徒歩10分
- ・神戸市営地下鉄 ハーバーランド駅から5分